

COP21に向けた地球温暖化対策に関する提言

COP21で議論される2020年以降の地球温暖化対策の国際枠組みは、地球温暖化に対し国際社会が有効な対策を講ずることが出来るかという点で極めて重要であり、わが国としてもその合意に向けて貢献し、全ての国が参加し、公平で実効性の高い合意がなされることを期待しています。

今後は、COP21で得られた合意に基づき、わが国においても低炭素社会の構築に向けた取り組みが一層促進される必要があると考えます。

低炭素社会の構築のためには、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの飛躍的な導入を促進するほか、社会を構成する全ての主体が自らの行動を見直し、社会システムを変革していくことが必要です。COP21では炭素の価格付けを行うことにより温室効果ガスの排出を抑制する手法として、カーボン・プライシングが大きな議題となると聞いていますが、わが国としてもこの議論を積極的にリードしていくべきと考えます。

地球温暖化の解決のためには開発途上国における対策も不可欠です。開発途上国では今後とも経済発展が見込まれており、それに伴う温室効果ガスの排出量の増加も懸念されています。わが国は高いレベルの低炭素技術を有しており、それを開発途上国に積極的に展開することなどにより、開発途上国の低炭素化を積極的に支援していくべきです。優れた低炭素技術の普及に向けた手段として、二国間クレジット制度（JCM）の活用等の促進策を拡充させるべきであると考えます。

OECCでは、開発途上国の気候変動対策計画の策定支援、人材育成やJCMの活用による低炭素技術の海外展開等を推進するとともに、カーボン・オフセットの推進などに取り組んでまいりました。COP21を契機により一層、世界の低炭素化の取り組みに貢献していく所存です。

また、本年9月の国連総会で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されていますが、このような国際的な動きの中でOECCでは環境協力戦略研究会を設置し、今後の環境協力の方向性について検討を行ってきました。その中では、①国際協力の要としての環境省の体制の充実・強化、②SDGsの実現のための方策の検討着手、③環境技術、ノウハウの社会実装の推進、④アジア先行グループの経験、能力の活用の促進、⑤開発途上国産業界の能力向上と地域発展の支援等6項目を提言しています。気候変動対策はSDGsの達成に向けた対策と緊密にリンクしており、双方への対応が相互に良い相乗効果を生み出すことを期待し、参考までに付言しました。

一般社団法人海外環境協力センター（OECC）

（参考）環境協力戦略研究会報告書

http://www.oecc.or.jp/contents/studygroup_report.html